

○大田区青少年交流センター条例施行規則

平成30年10月3日

規則第98号

改正 令和元年6月5日第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、大田区青少年交流センター条例（平成30年条例第44号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用者の範囲)

第2条 条例第2条第1項第4号の規則に定める団体は、次に掲げる団体とする。

- (1) 生涯学習活動を行う団体
- (2) 地域課題に関する活動を行う団体

(使用の予約申込み)

第3条 条例第3条第1項の規定により、大田区青少年交流センター（以下「青少年センター」という。）の施設及び設備（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、大田区青少年交流センター施設等予約申込書（宿泊用）（別記第1号様式）又は大田区青少年交流センター施設等予約申込書（日帰り用）（別記第2号様式）により、抽せんによる予約又は先着順による予約を区長に申し込まなければならない。

2 前項の規定による使用のうち、条例第2条第1項第1号、第2号及び第3号に規定する団体が、宿泊を伴う場合の使用をするときは、次に掲げる期間に予約を区長に申し込むものとする。

(1) 抽せんによる予約の申込み 使用を開始する日の属する月の4月前の月の1日から9日までの期間（当該期間の初日が第13条に規定する休業日（以下この条及び次条において「休業日」という。）に当たるときは、その直後の開業日を初日とし、当該期間の末日が休業日に当たるときは、その直前の開業日を末日とする。以下この条及び次条において同じ。）

(2) 先着順による予約の申込み 使用を開始する日の属する月の4月前の月の21日から23日までの期間

3 第1項の規定による使用のうち、条例第2条第1項第1号、第2号及び第3号に規定する団体が、宿泊を伴わない場合の使用をするときは、次に掲げる期間に予約を区長に申し込むものとする。

(1) 抽せんによる予約の申込み 使用する日の属する月の3月前の月の1日から9日までの期間

(2) 先着順による予約の申込み 使用する日の属する月の3月前の月の21日から23日までの期間

4 第2項の規定による予約の申込みは、前項の期間においてもできるものとする。

5 条例第2条第2項の規定による使用及び前条の団体の使用は、宿泊を伴う場合の使用及び宿泊を伴わない場合の使用にかかわらず、使用を開始する日の属する月の2月前の月の1日（当該日が休業日に当たるときは、その直後の開業日を当該日とする。）から先着順による予約の申込みができるものとする。

6 第2項及び第3項の規定による予約の申込みは、前項の規定による予約の申込みの期間においてもできるものとする。

(使用の申請)

第4条 前条の規定により、予約の申込みをした者は、次に掲げる期間に、大田区青少年交流センター施設等使用申請書（別記第3号様式。以下「使用申請書」という。）を区長に提出しなければならない。

(1) 前条第2項第1号の規定による予約の申込みの場合 予約の確定日から当該確定日の属する月の19日までの期間

(2) 前条第2項第2号の規定による予約の申込みの場合 予約の確定日から当該確定日の属する月の26日までの期間

(3) 前条第3項第1号の規定による予約の申込みの場合 予約の確定日から当該確定日の属する

月の19日までの期間

(4) 前条第3項第2号の規定による予約の申込みの場合 予約の確定日から当該確定日の属する月の26日までの期間

(5) 前条第5項の規定による予約の申込みの場合 予約の確定日から7日（休業日の日数は、算入しない。）以内の期間（予約の確定日から7日目の日が使用日以降の日のときは、使用日まで）

2 前項の規定による申請がなかったときは、予約を取り消すものとする。ただし、区長は、特別な理由があると認めるときは、前項の期間を延長することができるものとする。

（使用の承認）

第5条 区長は、前条の規定による申請を審査し、適当と認めるときは、大田区青少年交流センター施設等使用承認書（別記第4号様式。以下「使用承認書」という。）を交付するものとする。

（使用の変更等）

第6条 条例第5条第1項の規定により、前条の規定による承認を受けた者（以下「使用者」という。）が、次に掲げる承認内容を変更しようとするときは、使用日の7日前までに大田区青少年交流センター施設等使用変更申請書兼使用料返還申請書（別記第5号様式）に使用承認書を添えて、区長に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。

(1) 使用期間等

(2) 使用施設等

(3) 宿泊人数

2 区長は、前項の規定による申請を審査し、適当と認めるときは、大田区青少年交流センター施設等使用変更承認書（別記第6号様式。以下「使用変更承認書」という。）を交付するものとする。

3 使用者は、前項の規定による変更承認を受けた場合において、当該変更承認後の使用料が既納の使用料を上回るときは、使用変更承認書の交付を受ける際に、その差額を区長に納付しなければならない。

（使用の取消し）

第7条 条例第5条第1項の規定により、使用者が承認内容を取り消そうとするときは、大田区青少年交流センター施設等使用取消申請書兼使用料返還申請書（別記第7号様式）に使用承認書を添えて、区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の規定による申請を審査し、適当と認めるときは、大田区青少年交流センター施設等使用取消承認書（別記第8号様式）を交付するものとする。

（使用承認書の提示）

第8条 使用者は、施設等を使用するときは、使用承認書又は使用変更承認書を青少年センターの管理者に提示しなければならない。

（利用促進に関する業務に係る洋室の使用料）

第9条 条例別表1ア備考第6号の区長が別に定める使用料は、別表のとおりとする。

（使用料の返還）

第10条 条例第7条ただし書の規定による使用料の返還は、次に掲げるところによる。

(1) 使用者の責に帰さない事由で使用することができないとき。 全額

(2) 条例第5条第2項第4号の規定により、使用承認を取り消したとき。 全額

(3) 使用日の30日前までに使用承認の取消しの申請があり、相当の理由があると認めるとき。 全額

(4) 使用日の15日前までに使用承認の取消しの申請があり、相当の理由があると認めるとき。 5割の額

(5) 使用日の7日前までに使用承認の取消しの申請があり、相当の理由があると認めるとき。 2割の額

2 前項に定める場合のほか、第6条第2項の規定による変更承認を受けた場合において、当該変更

承認後の使用料が既納の使用料を下回るときは、区長は、その差額を返還するものとする。

- 3 使用者は、前2項の規定により使用料の返還の申請をしようとするときは、大田区青少年交流センター施設等使用変更申請書兼使用料返還申請書又は大田区青少年交流センター施設等使用取消申請書兼使用料返還申請書を区長に提出しなければならない。

(原状回復の点検)

- 第11条 使用者は、施設等の使用を終了したときは、青少年センターの管理者の点検を受けなければならない。

(損傷等の届出)

- 第12条 使用者は、施設等を損傷し、若しくは汚損し、又は滅失したときは、直ちに青少年センターの管理者に届け出なければならない。

(休業日)

- 第13条 休業日は、次に掲げるとおりとする。ただし、区長は、必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

- (1) 年始 1月1日から同月3日まで
- (2) 年末 12月29日から同月31日まで

(指定申請書の提出)

- 第14条 条例第14条第1項の規定による指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体（以下「団体等」という。）は、大田区青少年交流センター指定管理者指定申請書（別記第9号様式。以下「指定申請書」という。）を区長に提出しなければならない。

- 2 前項の指定申請書には、条例第14条第2項に規定する事業計画書のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 定款、寄附行為又はこれらに類する書類
- (2) 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書
- (3) 貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類
- (4) 団体等の組織、沿革その他事業の概要を記載した書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

- 3 前2項に掲げる書類は、区長が定める期間内に提出しなければならない。

(指定の通知)

- 第15条 区長は、前条の規定による申請があつた場合において、条例第14条第1項の規定により指定管理者に指定すること又は指定しないことを決定したときは、それぞれ書面により、当該申請をした団体等に通知するものとする。

(協定の締結)

- 第16条 区長は、指定管理者を指定したときは、当該指定管理者と青少年センターの管理に関する協定を締結するものとする。

- 2 前項の協定においては、条例第15条に規定する業務の範囲に関する事項及び条例第16条に規定する管理の基準に関する事項のほか、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 管理に要する費用に関する事項
- (2) 管理業務及び経理状況の報告、調査及び指示に関する事項
- (3) 指定の取消し及び管理業務の全部又は一部の停止に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

(青少年センターの管理を指定管理者に行わせる場合の読替え)

- 第17条 条例第13条第1項の規定により、青少年センターの管理を指定管理者に行わせる場合は、第3条から第7条まで及び第10条の規定中「区長」とあるのは、「指定管理者」と、別記第1号様式から別記第8号様式までの規定中「(宛先) 大田区長」とあるのは、「(宛先) 指定管理者」と、「大田区長(氏名) [印]」とあるのは、「

指定管理者

(指定管理者名)

(代表者氏名) (印)

」と読み替えるものとする。

(委任)

第18条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

- 1 この規則は、大田区青少年交流センター条例（平成30年条例第44号）の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行のために必要な準備行為は、この規則の施行の前においても行うことができる。

付 則（令和元年6月5日規則第5号）

- 1 この規則は、令和元年10月21日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 区長又は指定管理者は、この規則の施行の前においても、この規則の実施のために必要な準備行為をすることができる。

別表（第9条関係）

施設名	区分	使用料（1人1泊当たり）
洋室	中学生以下	4,400円
	高校生	5,000円
	成人	6,600円

備考 中学生以下とは、5歳から中学生に相当する年齢までの者を、高校生とは、高校生に相当する年齢の者を、成人とは、高校生を除く19歳以上の者をいう。

別記  
第1号様式（第3条関係）

年 月 日  
大田区青少年交流センター施設等予約申込書（宿泊用）

第 号

（宛先）大田区長

申請者 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_  
連絡先 \_\_\_\_\_  
\*社会教育関係団体の場合は、  
登録番号を記入 \_\_\_\_\_ 団体名 \_\_\_\_\_  
代表者 \_\_\_\_\_

1 使用期間（3泊4日を限度）

第1希望 \_\_\_\_\_年 月 日 ~ \_\_\_\_\_年 月 日  
第2希望 \_\_\_\_\_年 月 日 ~ \_\_\_\_\_年 月 日  
第3希望 \_\_\_\_\_年 月 日 ~ \_\_\_\_\_年 月 日  
第4希望 \_\_\_\_\_年 月 日 ~ \_\_\_\_\_年 月 日  
第5希望 \_\_\_\_\_年 月 日 ~ \_\_\_\_\_年 月 日

2 使用施設等

	使用日	月 日	月 日	月 日	月 日
和 室	室名				
	宿泊人数				
洋 室	室数				
	宿泊人数				
指導者室	宿泊人数				
研 修 室	室名				
	使用区分				
調 理 室	使用区分				
体 育 室	使用区分				

【記載要領】

- (1) 和室の室名は、第1(20)・第2(20)・第3(13)・第4(8)・第5(8)・第6(6)・第7(6)の別を記載（複数可） ※( )内の数字は定員
- (2) バリアフリー室（洋室1室）を希望する場合は、洋室の室数に「BF」を記載
- (3) 指導者室の宿泊人数は、2名までとする。
- (4) 研修室の室名は、第1(80)・第2(40)の別を記載（複数可） ※( )内の数字は定員
- (5) 研修室の使用区分は、午前・午後・夜間の別を記載（複数可）
- (6) 調理室の使用区分は、朝・昼・夜の別を記載（複数可）
- (7) 体育室の使用区分は、午前・午後A・午後B・夜間の別を記載（複数可）

第2号様式（第3条関係）

年 月 日  
大田区青少年交流センター施設等予約申込書（日帰り用）  
第 号

（宛先）大田区長

申請者 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_  
連絡先 \_\_\_\_\_  
\*社会教育関係団体の場合は、  
登録番号を記入 \_\_\_\_\_ 団体名 \_\_\_\_\_  
代表者 \_\_\_\_\_

1 使用日

第1希望 \_\_\_\_\_年 月 日  
第2希望 \_\_\_\_\_年 月 日  
第3希望 \_\_\_\_\_年 月 日  
第4希望 \_\_\_\_\_年 月 日  
第5希望 \_\_\_\_\_年 月 日

2 使用施設等

和 室	室名	
	使用区分	
研修室	室名	
	使用区分	
調理室	使用区分	
体育室	使用区分	

【記載要領】

- （1）和室の室名は、第1（20）・第2（20）・第3（13）・第4（8）・第5（8）・第6（6）・第7（6）の別を記載（複数可） ※（ ）内の数字は定員
- （2）研修室の室名は、第1（80）・第2（40）の別を記載（複数可） ※（ ）内の数字は定員
- （3）和室及び研修室の使用区分は、午前・午後・夜間の別を記載（複数可）
- （4）調理室の使用区分は、昼・夜の別を記載（複数可）
- （5）体育室の使用区分は、午前・午後A・午後B・夜間の別を記載（複数可）

第3号様式（第4条関係）

年 月 日

大田区青少年交流センター施設等使用申請書

第 号

（宛先）大田区長

申請者 住 所 \_\_\_\_\_  
 氏 名 \_\_\_\_\_  
 連絡先 \_\_\_\_\_  
 団体名 \_\_\_\_\_  
 代表者 \_\_\_\_\_

次のとおり、施設等を使用したいので申請します。

使用目的		
使用責任者	氏名	連絡先
備考	(社会教育関係団体登録番号)	

1 宿泊

宿 泊 人 数	区分	年 月 日～ 年 月 日								泊数：		
		中学生以下		高校生		成人		合計		和室	洋室	指
		男	女	男	女	男	女	男	女			
1 泊目												
2 泊目												
3 泊目												
合計												

※ 和室は使用する室名（第1～第7）の別を、洋室は使用する室数（バリアフリー室を使用する場合は「BF」）を、指（指導者室）を使用する場合は○を記載

使用 施設 等		月 日入	月 日	月 日	月 日退
		第1研修室	後・夜	前・後・夜	前・後・夜
第2研修室	後・夜	前・後・夜	前・後・夜	前	
調理室	夜	朝・昼・夜	朝・昼・夜	朝・昼	
体育室	後A・後B・夜	前・後A・後B・夜	前・後A・後B・夜	前	

使用料 円

2 日帰り

使用 施設 等	施設名	使用日	使用区分
	和室 ( )	年 月 日	前・後・夜
	研修室 ( )	年 月 日	前・後・夜
	調理室	年 月 日	昼・夜
	体育室	年 月 日	前・後A・後B・夜

※ 和室は使用する室名（第1～第7）の別を、研修室は第1・第2の別を記載

使用料 円

第4号様式（第5条関係）

年 月 日

大田区青少年交流センター施設等使用承認書

第 号

(団体名)  
 (代表者) 様

大田区長（氏 名） 印

次のとおり、施設等の使用を承認します。

1 宿泊

使用期間	年 月 日 ~ 年 月 日	泊数：
使用目的	適用：	
使用責任者	氏名	連絡先
備考	(社会教育関係団体登録番号)	

宿 泊 人 数	区分	中学生以下		高校生		成人		合計		和室	洋室	指
		男	女	男	女	男	女	男	女			
1泊目												
2泊目												
3泊目												
合計												

使 用 施 設 等	月 日入	月 日	月 日	月 日退
第1研修室	後・夜	前・後・夜	前・後・夜	前
第2研修室	後・夜	前・後・夜	前・後・夜	前
調理室	夜	朝・昼・夜	朝・昼・夜	朝・昼
体育室	後A・後B・夜	前・後A・後B・夜	前・後A・後B・夜	前

使用料 円

2 日帰り

使 用 施 設 等	施設名	使用日	使用区分
和室	( )	年 月 日	前・後・夜
研修室	( )	年 月 日	前・後・夜
調理室		年 月 日	昼・夜
体育室		年 月 日	前・後A・後B・夜

使用料 円

領 収 書 第 号  
 年 月 日

様

領収金額

ただし、施設等使用料として上記の金額を領収しました。

大田区金銭出納員（氏 名）又は収納事務受託者（氏 名） 印



第5号様式（第6条、第10条関係）

年 月 日

大田区青少年交流センター施設等使用変更申請書兼使用  
料返還申請書

第 号

（宛先）大田区長

申請者 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_  
連絡先 \_\_\_\_\_  
団体名 \_\_\_\_\_  
代表者 \_\_\_\_\_

1 使用変更申請

次のとおり、施設等の使用承認の変更を申請します。

使用承認	年 月 日 第 号
変更理由	

項目	変更前	変更後
使用期間等		
宿泊人数		
宿泊室		
使用施設等		

使 用 料	変更前	変更後	差額
	円	円	納付額 円

2 使用料返還申請

次のとおり、使用承認の変更をする施設等の使用料の返還を申請します。

使 用 料	変更前	変更後	差額
	円	円	返還額 円

※ 変更後の使用料が変更前の使用料を下回る場合に、その差額を返還します。

第6号様式（第6条関係）

年 月 日  
大田区青少年交流センター施設等使用変更承認書  
第 号

(団体名)  
\_\_\_\_\_  
(代表者) 様

大田区長（氏 名） 印

次のとおり、施設等の使用承認の変更を決定しました。

使用承認	年 月 日 第 号
------	-----------

項目	変更前	変更後
使用期間等		
宿泊人数		
宿泊室		
使用施設等		

使用料	変更前	変更後	差額
	円	円	納付額 円 返還額 円

領 収 書 第 号  
年 月 日

様

領収金額 \_\_\_\_\_

ただし、施設等使用料として上記の金額を領収しました。

大田区金銭出納員（氏 名）又は収納事務受託者（氏 名） 印

第7号様式（第7条、第10条関係）

年 月 日

大田区青少年交流センター施設等使用取消申請書兼使用  
料返還申請書

第 号

（宛先）大田区長

申請者 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_  
連絡先 \_\_\_\_\_  
団体名 \_\_\_\_\_  
代表者 \_\_\_\_\_

1 使用取消申請

次のとおり、施設等の使用承認の取消しを申請します。

使用承認	年 月 日 第 号
取消理由	
使用日	年 月 日

2 使用料返還申請

次のとおり、使用承認の取消しをする施設等の使用料の返還を申請します。

既納付額	円
使用日	年 月 日
申請日	年 月 日
返還申請額	円

※ 宿泊の場合の使用日は、初日を記載

受付日
年 月 日

第8号様式（第7条関係）

年 月 日

大田区青少年交流センター施設等使用取消承認書

（団体名）

（代表者） 様

大田区長（氏 名） 団

次のとおり、使用承認の取消し及び使用料の返還を決定しました。

使用承認の取消し	年 月 日 第 号
取 消 理 由	
使 用 日	年 月 日
受 付 日	年 月 日
既 納 付 額	円
返 還 決 定 額	円
備 考	

注1 この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大田区長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大田区を被告として（訴訟において大田区を代表する者は、大田区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第9号様式（第14条関係）

年 月 日

（宛先）大田区長

申請者 所在地 \_\_\_\_\_  
団体名 \_\_\_\_\_  
代表者 \_\_\_\_\_  
連絡先 \_\_\_\_\_

大田区青少年交流センター指定管理者指定申請書

大田区青少年交流センターの指定管理者の指定を受けたいので、大田区青少年交流センター条例施行規則第14条第1項及び第2項の規定により、関係書類を添えて申請します。

関係書類

- 1 事業計画書
- 2 定款、寄附行為又はこれらに類する書類
- 3 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
- 4 貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類
- 5 団体等の組織、沿革その他事業の概要を記載した書類
- 6 その他（ ）

別記第1号様式（第3条関係）

第2号様式（第3条関係）

第3号様式（第4条関係）

第4号様式（第5条関係）

第5号様式（第6条、第10条関係）

第6号様式（第6条関係）

第7号様式（第7条、第10条関係）

第8号様式（第7条関係）

第9号様式（第14条関係）